

2000年行動計画に基づく決議

1. 2000年行動計画に基づくカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに関する決議
(2001年10月15-19日に開催された第8回年次会合にて採択)
2. 2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議
(2001年10月15-19日に開催された第8回年次会合にて採択)
3. 2000年行動計画に基づくインドネシアに関する決議
(2001年10月15-19日に開催された第8回年次会合にて採択)
4. 2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議
(2002年10月15-18日に開催された第9回年次会合にて採択)

2000年行動計画に基づくカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに関する決議

ミナマグロ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、ミナマグロの効果的な保存と管理を確保するためにはカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアの協力が必要であると認識していることを想起し、

また、本委員会が、1996年以来、ミナマグロ資源の適正な保存と管理を確保するために、カンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアとの協調的取り決めに確立しようと努力してきたことを想起し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことに留意し、

更に、同行動計画のパラグラフ2に従って、その船舶が、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方で、ミナマグロを漁獲している非加盟国としてカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアを特定した2001年4月の決議に留意し、

本委員会が、正式に何回にもわたり、ミナマグロのための保存管理措置の効果を減殺しないよう、その漁業活動を是正し、その点に関して取られた行動を本委員会に通知するよう要請する書簡をカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに送付したことを考慮し、

また、カンボジア及び赤道ギニアから委員会による要請に対して回答がなく、また、ホンジュラスから、限定的な回答しかなく、行動がとられていないことを考慮し、

これら非加盟国の漁業活動が引き続き、ミナマグロのための国際的に合意された保存・管理措置の効果を減殺していることに懸念を表明し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ5に従って、委員会によって採択された保存・管理措置の効果を減殺しないように、漁業活動を是正していない非加盟国として、カンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアを特定する。
2. 事務局長に、委員会を代表してカンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアに書簡を送付し、これら非加盟国に行動計画パラグラフ5の下でそれらを特定した委員会の決定を通知し、また委員会と協力するための行動をとること、また、ミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺しないように、その漁業活動を是正することを再び要請することを指示した。
3. また、本委員会が、次回年次会議の前に、その最終要請への満足のいく回答を受理しないかぎり、非加盟国がミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺する漁業活動の実行を続けることを防止するため、恣意的又は不当な差別、あるいは偽装された貿易制限を回避した貿易制限措置を課すことを検討することを通知するよう事務局長に指示する。
4. 次回年次会議で、本委員会が、その会合又はそれ以前に、これら非加盟国がミナマグロのための保存・管理措置の効果を減殺しない漁業活動を確保するための適切な行動を

行っていると判断しない限り、行動計画パラグラフ6に従って、カンボジア、ホンジュラス及び赤道ギニアからのミナミマグロ及びいかなる形態でのその製品の輸入禁止を含み得る適切な措置を決定する。

2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議

ミナママグロ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、ミナママグロの効果的な保存と管理を確保するためにはベリーズの協力が必要であると認識していることを想起し、

また、本委員会が、1996年以来、ミナママグロ資源の適正な保存と管理を確保するために、ベリーズとの協調的取り決めを確立しようと努力してきたことを想起し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことに留意し、

更に、同行動計画のパラグラフ2に従って、その船舶が、ミナママグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方で、ミナママグロを漁獲している非加盟国としてベリーズを特定した2001年の決議に留意し、

本委員会が、正式に何回にもわたり、ミナママグロのための保存管理措置の効果を減殺しないよう、その漁業活動を是正し、その点に関して取られた行動を本委員会に通知するよう要請する書簡をベリーズに送付したことを考慮し、

また、ベリーズから、本委員会と協力するある程度の意欲を示す限定的な回答しかなく、同国が、当該情報を収集するための国内措置が実施されるまでは、漁船に関する情報を提供できないことを考慮し、

ベリーズの漁業活動が引き続き、ミナママグロのための国際的に合意された保存・管理措置の効果を減殺していることに懸念を表明し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ2に従って、その船舶が、ミナママグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方で、ミナママグロを漁獲している非加盟国として、ベリーズが特定されたことを再度伝える書簡を、委員会に代わりベリーズに送付すること、更に、ミナママグロのための保存・管理措置の効果を減殺しない形で、その漁業活動を是正するための行動をとり、その点に関して取られた行動について本委員会に通知するよう要請することを、事務局長に指示する。
2. また、本委員会が次回年次会議の前に、その最終要請への満足のいく回答を受理しないかぎり、行動計画パラグラフ5に従って、本委員会が、非加盟国がミナママグロのための保存・管理措置の効果を減殺する漁業活動の実行を続けることを防止するため、恣意的又は不当な差別、あるいは偽装された貿易制限を回避した貿易制限措置を含む行動計画パラグラフ6に従った措置を課す目的で、ベリーズをその漁業活動を是正しなかった非加盟国として特定することをベリーズに伝えるよう事務局長に指示する。
3. 次回年次会議で、本委員会は、行動計画パラグラフ5に従って、ミナママグロのための保存・管理措置の効果を減殺しないような形で、その漁業活動を是正しなかった非加盟国としてベリーズを特定する。そして、行動計画パラグラフ6に従って、適切な措置を決定する。同特定は、漁業活動がミナママグロのための保存・管理措置を減殺しないこ

とを確保するための適切な行動をベリーズがとったと、同会合又はそれ以前に、本委員会が決定しないかぎり、ベリーズからのミナミマグロ及びいかなる形態におけるその製品の輸入禁止を含み得る。

2000年行動計画に基づくインドネシアに関する決議

ミナミマグロ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、ミナミマグロの効果的な保存と管理を確保するためにはインドネシアの協力が必要であると認識していることを留意し、

インドネシアが委員会に加盟する近年の意向を歓迎し、

インドネシアが、ミナミマグロの産卵場の重要な部分を含む海域において管轄権を行使し、また管理を行っていることを認識し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことを更に留意し、

委員会が、ミナミマグロの効果的な保存及び管理を確保するために、ミナミマグロを漁獲する漁船を有する非加盟国としてインドネシアの協力を繰り返し要請していることを想起し、

インドネシア海域での漁業活動が、ミナミマグロの効果的な保存及び管理措置を減殺し、そのような活動を是正するための行動がとられていないことに重大な懸念を有し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ2に従って、その船舶が、ミナミマグロのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方で、ミナミマグロを漁獲している非加盟国として、インドネシアを特定する。
2. 委員会に代わって、行動計画パラグラフ2に基づきインドネシアを特定する決定を行ったことを通知し、またインドネシアに委員会と協力すること、及びミナミマグロの保存及び管理措置の効果を減殺しないようにその漁業活動を是正すること、更に委員会に次回年次会合に先立って、この件に関して実施した活動を通知することを再び要請することを、事務局長に指示する。
3. 事務局長に、ミナミマグロ産卵場の重要な部分を含む海域での漁業活動を防止するための措置を講じること、また、1999年11月に委員会に採択され、2000年6月に運用を開始した貿易情報スキームの要件に従って、ミナミマグロ統計証明書が完成されるように確保する適切な措置をとることをインドネシアに再び督促するよう指示する。

2000年行動計画に基づくベリーズに関する決議

みなみまぐろ保存委員会（以下、「本委員会」という。）は、

本委員会が、みなみまぐろの効果的な保存と管理を確保するためにはベリーズの協力が必要であると認識していることを想起し、

また、本委員会が、1996年以来、みなみまぐろ資源の適正な保存と管理を確保するために、ベリーズとの協動的取り決めを確立しようと努力してきたことを想起し、

2000年3月に非加盟国に関する行動計画を委員会が採択したことに留意し、

更に、同行動計画のパラグラフ2に従って、その船舶が、みなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺するような仕方、みなみまぐろを漁獲している非加盟国としてベリーズを特定した2001年4月の決議、またそれが2001年10月に補強されたことに留意し、

本委員会が、正式に何回にもわたり、みなみまぐろのための保存管理措置の効果を減殺しないよう、その漁業活動を是正し、その点に関して取られた行動を本委員会に通知するよう要請する書簡をベリーズに送付したことを考慮し、

また、ベリーズから委員会と協力する意思を示す限定的な回答しかなく、その国内措置が実施されるまでは、ベリーズは漁船に関する情報を提供できないことを考慮し、

これら非加盟国の漁業活動が引き続き、みなみまぐろのための国際的に合意された保存・管理措置の効果を減殺していることに懸念を表明し、

以下のとおり決定する。

1. 行動計画パラグラフ5に従って、委員会によって採択された保存・管理措置の効果を減殺しないように、漁業活動を是正していない非加盟国として、ベリーズを特定する。
2. 事務局長に、委員会を代表してベリーズに書簡を送付し、これら非加盟国に行動計画パラグラフ5の下でそれらを特定した委員会の決定を通知し、また委員会と協力するための行動をとること、また、みなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺しないように、その漁業活動を是正することを再び要請することを指示した。
3. また、本委員会が、次回年次会議の前に、その最終要請への満足のいく回答を受理しないかぎり、非加盟国がみなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺する漁業活動の実行を続けることを防止するため、恣意的又は不当な差別、あるいは偽装された貿易制限を回避した貿易制限措置を課すことを検討することを通知するよう事務局長に指示する。
4. 次回年次会議で、本委員会が、その会合又はそれ以前に、これら非加盟国がみなみまぐろのための保存・管理措置の効果を減殺しない漁業活動を確保するための適切な行動を行っているとは判断しない限り、行動計画パラグラフ6に従って、ベリーズからのみなみまぐろ及びいかなる形態でのその製品の輸入禁止を含み得る適切な措置を決定する。